

国家の本質

水波, 朗
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1548>

出版情報 : 法政研究. 34 (2), pp.39-78, 1967-11-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

国家の本質

水 波 朗

目 次

は し が き

一、若干の予備的考察

二、国家本質論の二つのグループ

A 質料化的諸理論

a、国土としての国家

b、実力としての国家

c、自然的有機体としての国家

d、倫理的有機体としての国家

e、目的論的団体統一体としての国家

f、法律秩序としての国家

B 形相化（靈化）的諸理論

a、ダバン

b、ロンメン

c、メスナー

三、国家の本質的存在とその認識

a、国家の存在

b、国家の認識

むすび

は し が き

ウィーン大学の著名な新トマス主義の倫理学者で、博識で深奥な法哲学者・国家哲学者でもあるヨハネス・メスナーの生誕七十年記念論文集が、一九六一年、同じウィーン大学の同僚で国際法学者・法哲学者として知られているA・フェアドロスその他二人の手によって編集され、出版された。題して *Naturordnung in Gesellschaft, Staat, Wirtschaft* (Wien, Tyrolia-Verlag)。稿を寄せる者五十四人。わたしもまたその一人たる光榮に浴して *Das Naturrecht und das Wesen des Staates* なる拙稿を献じた。

ところで、出版書肆ティロリア社との契約で、「論文集」出版後二ケ年間は同じ論文を他国語で公刊しないことになっていたので、この論文の日本語草稿も筐底に蔵して発表を控えたまま、今日にいたった。この草稿は、枚数の制限を受けて簡略化したドイツ文よりもやや詳細に、ことを論じている。今日読みかえてみて、おのずから不満なところもないではないが、ここに多少の加筆を序論的および結論的部分にほどこし、若干の註を増してこれを公刊し、大方の批判を仰ぎたい。

一 若干の予備的考察

今日の実存主義哲学者や存在論的傾向のその他の多くの哲学者達が、トミストとともに強調しているように、われわれは自己自身の存在を対象化的に外から眺め尽くし、事実化し記述しつくすことのできるような観察点などをもっておらず、却ってそうした対象化的な認識を含めてすべての認識がすでに、われわれの存在の規定性や特定様態のうちにおいてのものなのである。^(一)

同じようにわれわれは、人間存在の構造に根拠し由来する人間本性の一定的傾向という意味での自然法をも、これを対象化的に外から眺め記述しつくす観察点などもっていない。却ってわれわれは、生れながらにして自然法のうちにある存在（マイホッフアーのいう「法内存在」^(二) Im-Recht-sein もちていうなら「自然法内存在」 Im-Natur-recht-sein なのであり、そうした存在として自然法に内的に規定されつつ自然法を洞見し、反省するのである。しだいに説いてゆくように、国家の存在の形相的原理が自然法であり、それが含む「自然法的憲法」が国家活動の不文の存在論的・倫理的基本原則であるならば、ある者がそうした原理や法則やそれと一体を成した国家の「本質」を対象化的に認識し「科学的に」記述しつつ、しかも自らはまったくそれらの外にある、といったことは、そもそも不可能なことなのである。人はこうした国家生活の自然法的な本質的現実をいわば主体的に生きてをり、それに存在的に規定されつつのみすべてのことを、ことにいまの場合国家的事物を、国家の存在やその本質を、実定法とのその関係などを知ってゆくのである。

ところで自然法や自然法的憲法やすべての国家的事物の認識がそれに依存するようにみえる「人間存在」について、われわれはジャック・マリタンとともにその二つの様態を、むしろ二つの存在様態の分極を考えることができ

る。つまり「個体」としての人間と、「人格」としての人間とである。この区別は、アリストテレス以来の伝統的哲学の形相・質料論に顧みて、次のように説明される。

「個体」としての人間というのは、人間存在の二つの形而上学的存在原理の一つ、受動的なそれ、すなわち「第一質料」 *materia prima* の観点からみられたかぎりの個々人である。「人格」としての人間というのは、人間存在のも一つの能動的な形而上学的存在原理、すなわち（実体的）形相 *forma substantialis*（あるいは哲学的に厳密に規定するという意味での靈魂）の観点からみられたかぎりでの個々人である。

この場合、誤解してはならない。「個体」と「人格」との区別は、各個の人間そのもののうちに、そうした二つの相異った部分が対象的に相分たれて存在する、ということではない。人は第一質料と（実体的）形相という二つの形而上学的存在原理の実体的結合により成る「実体的存在」であって、例えばデカルトが考え、それ以後の近世の一切の觀念論や唯物論に影響を与えたように、一方には延長ということをその本質的属性とする肉体という一つの実体的存在、他方では思惟をその本質的属性とする靈魂という一つの実体的存在、といった二つの実体的偶有的結合として存するもの、などではないのである。人間は全く肉体的でもあれば、全く靈魂的でもある存在であって、各個の人間の存在のうちに、この両者を対象的に区別することはできない。純粹な「個体」も、純粹な「人格」もともに抽象によって分析されてわれわれの思惟に存するにすぎないものである。実存する人間は、個体でもあり、又同時に人格でもある。マリタンが強調するように個性 individualité も人格性 Personalité も、実存する ^(三) いづれの個々人の存在のうちにのみられる人間存在の様態の二つの極である。人はこの両極のあいだに揺れる。

哲学的には幾分素朴な表現になるかも知れないが、こうしたマリタンのいう両極の間の動揺を次のようにもいえるよう。つまりある人間はより多く「個体」として実存し、他の人間はより多く「人格」として実存する。より多く

「個体」として存する人間は、自己を他のすべての物質的な存在から区別させる標識を（人間的な本質を、形相を）それだけ喪っており、より少く人間的に、そしてより多く動物的に存在している。これに反し、「人格」としてより多く生きる人間は、より多く人間的形相を現実化し、人間的な本質を獲得するものであり、それだけより多く人間的に存在し、人間としての存在の充足度を増大させて生きている。同じことは同一の人間についてもいえるわけで、同じ人物がある時にはより多く「個体」として存在し、他の時にはより多く「人格」として存在する。

いずれにせよ、人は著るしく「個体」として存在することもできれば、また著るしく「人格」として存在することもできるものであり、個体的存在と人格的存在との両極の間をゆらぐ、いわば「実存の振幅」の中の大きい悲劇的存在者である。ギリシャの詩人詩人ピンダロスが、「人間とはそのあるところのものに、なるべき存在である」とのべたとき、かれは人間存在のこの悲劇性を理解していたのであった。^(四)

人間存在の「個体」および「人格」のこの両極の様態を、われわれはいま、「質料性の優位した人間存在の様態」および「形相性（又は靈性）の優位した人間存在の様態」と呼び替えることもできるであろう。質料性または形相性（靈性）の優位したこうした二つの人間存在の基本的様態が、正に人間の自然法認識を、^(五)自然法的憲法の認識を、そして国家の本質の認識を何かの意味で規定しないだろうか？

(1) M. Heidegger, *Sein und Zeit*, Neu. Aufl, 1960「この（存在）問題を問うことは、一存在者自身の存在様態 *Seinsmo-*
dus なのであるから、この存在者のうちで問われているもの、すなわち存在によって本質的に規定されている。」S.7.
なおついでにいえば、ハイデッガーによれば人間がまず何かの意味で知っている「存在」を前提してのみ存在の問題を問うことができるということが「循環論法」でないのは、「存在へのこの先導的注目が……結局は現存在（人間）の存在構造 *Wesensverfassung* に帰着するかの平均的存在了解から生じたもの」S.8だからである。そして「存在問題とは、現存

在そのものに属している本質相応的な存在傾向 *Seinstendenz* の「すなわち前存在論的存在了解の徹底化にはかない」。更に「諸科学は、現存在の存在の仕方 *Seinsweisen* である。」S.13. 一般的に云って、「認識作用は『世界内存在』 *In der Welt-sein* に基ける現存在の一樣態である。それゆえに、『人間存在の』根本構造としての『世界内存在』をこそ、ちまたの解決は求めるのである。」S.62. *Kant und das Problem der Metaphysik*, 3. Aufl, 1965, S.42, 45, 116. 146—7, 183—4, 187, 197, 205—215. ハイテッカーがそのいわゆる「転向」の後には、越超的「存在」の玄妙な声を随従的にひとすら聴取することに重点が移って、ここに引用したような存在様態としての認識とか、「本来的自己」を現実化することに無関係ではない人間存在の構造とか、この構造に由来する存在傾向やその本性的存在了解とかいったアリテレス＝聖トマス哲学の伝統から汲んだ観念を充分に展開していないことは、今は問題ではない。

K. JASPERS, *Philosophie*, 1956, *Passim*. ことに「想像上の世界外的一点に向って努力することとしての認識する現在」Bd. I 1956, S.72. G. MARCEL, *Position et approches concrètes du mystère ontologique*, 1949, *Passim*. N. HARTMANN, *Zur Grundlegung der Ontologie*, 4 Aufl., 1965, S.17, 43—5, 162, 204—5, 209—10, 214—22; *Metaphysik der Erkenntnis*, 5 Aufl., 1965, *Passim*. F. VAN STEENBERGHEN, *Epistémologie*, 3 éd., 1956, p. 139—41, 174, 218—9; J. MARITAIN, *Les Degrés du Savoir*, 5 éd., 1946 「ある者が認識するものであるのは、そのものが非質料的である度合に応じてある」。「認識を規定するのは、一種の実存である」。p.218. なぞ p.219—30.

(一) W. MAHOFER, *Recht und Sein, Prolegomena zu einer Rechtsontologie*, 1954, S.73 ff.

(二) J. MARITAIN, *La Personne et le Bien Commun*, 1947. p.25 et s. 大塚訳「公共福祉論」二五頁以下。Scholasticism and politics, 3 ed. 1954, p.45—54; *Element de Philosophie*, tom. I, *Introduction générale de la philosophie*, 1951, p.152 et s; *Le Songe de Descartes*, 1932, p.275 et s.; *Trois Reformateurs*, 1936, p.78 et s., p.102—3, 110—2.

(四) なお J. MESSNER, *Widersprüche in der menschlichen Existenz*, 1952 をみよ。

(五) 自然法の認識については、一般に人間の認識がそうであるように二つのものがあることに注目すべきである。すなわち一つは自覚的・意識的・反省的・概念的な認識であり、他はそれに先立つ自発的・本性的・非概念的な認識である。マリタンは前者を *connaissance par concepts et jugements conceptuels* 後者を *connaissance par inclination* と區別して呼んでいる。前者の認識は、概念や概念を組合せての判断命題をもって自覚的・意識的になしているその意味では明瞭な認識であ

る。後者の認識はむしろ人間本性の傾向そのものに支担されての非概念的、前意識的認識であってその意味では暗いが、しかし万人に普遍的な人間本性に密着しての（合本性性 *connaturalité* に由来した）認識として、確実でかつ万人共通にただし暗々裡に事を知る認識である。これに反し前者の認識は後者の洞見・了解を前提しこれを反省してのそれであって、人毎に異なる多様性を免れがたい。J. MARTAIN, *L'Homme et l'Etat*, 1953, pp. 82-7. 久保・稲垣訳「人間と国家」一一八頁以下。われわれの行論は、後にみるようにこの区別を重視するであろう。なお次の拙稿をみよ。「ジェニーとダバン」〔法政研究〕三二卷二一六合併号、一七三―一五頁。）

二 国家本質論の二つのグループ

このことを知るために、われわれははじめに、一九世紀中葉から二十世紀にかけて存在した独・墺における主要な国家論の典型的な国家本質論を吟味して、正にそうした「規定」的作用の實在することを証示し、然る後にこの規定の諸様式を一そう厳密に体系立てて敘述しよう。

この時代に国家の本質を探究したすべての学説は、いづれも国家の諸要素を統一する何かの統一根拠を、原理を意識的に、又は意識しないで求めることにおいては共通である。ただこれを真に求めえたか否かによって、根本的に二つのグループに分けることができる。

一つのグループは、国家の質料的、非本質的な諸要素に執われまどうて、国家の真の形相的原理に到達できず、結局は、それら諸素材的要素のあれこれを探りあげて、もって国家の本質であると宣するに終る。他のグループは、そうした諸質料的、素材的要素をつき抜けて国家の真の形相的原理に到達し、正しく国家をその本質から説明する。さらにいえば、前者の国家本質論は、国家の本質的構成原理を、对象的に他の諸要素から区別されて現實在する一又は若干の現象事実的なものに求める結果となるのにたいし——これ国家の形相的構成原理の質料的把握——、後者はそ

れら諸現象事実の（国家の素材的要素の）整序のしかたのうちに、その構成原理に、従って観点の問題としてのみ分析して他から區別されるもののうちに、これを求める。——これ国家の形相的構成原理の非質料化的・形相化的把握。——前者はおそらくは人間の「質料性の優位のある存在様態」の反映であり、後者はその「形相性の（靈性の）優位ある存在様態」の反映なのであらう。

以下はじめにこの前者のグループを、ついで後者のグループを概観しよう。繰返しのべるが、とりあげた学説は十九世紀後半から二十世紀にかけてのもののみであり、かつ代表的な特徴あるものを、今の所論に必要なぎりぎりまで撰んでいる。

A 質料化的諸理論

a、国土としての国家

「地政学」の創始者F・ラッツェルにとっては、「国家は一部の人類であり、一片の組織された土地である。」^(一)これに追隨する「生活形態としての国家」の著者、R・ツェーレンにとっては、国家は、国内的には倫理的有機体であり、法秩序であり、伝統的な法律学的国家学の把握する通りのものである。国外的には国家は、むき出しの實力であり、列「強」(Mächte, powers, puissances)であり、^(二)国土^{ラント}であり、帝領^{ライヒ}であり、自然的有機体であつて、そこでは地政学による研究はもっとも有効である。^(三)しかも「實力としての国家は、法としての国家を包括するところの、より広い概念である。——その反対ではない、」^(四)のであるから、国土^{ラント}や帝領^{ライヒ}といった自然的な国家の素材は、他の何ものにも優つた「国家の統合的契機」Integrierendes Moment des States である。^(四)従つて地政学は他のいづれの研究方法にも優つて国家学に貢獻する筈であり、国家統合のこの原理の含む内的法則も、地政学の見出すような自然（科学

的）法則である。ここには明かに、国家を構成する質料的・素材的な、現象事実的な諸要素（国土）が、国家の構成原理にまで高められ、この原理自体が自然科学的法則と同一視されるという明白・露骨な質料化的把握がある。

b、実力としての国家

グムプロヴィツやオッペンハイマーにとっても、国家の本質を語ることは、国家の自然科学的法則を語ることであった。グムプロヴィツは、神学的、観念論的（つまりかれの意味では目的論的）な説明に代えて、因果的、自然科学的な説明を行うことが、国家の真理を把む途であり、国家学は「人間の歴史的生活の自然法則の認識」の一部として構成されねばならない、と考える。^(五)グムプロヴィツ自身の用いる譬喩を以ていうなら（S.29）城館を外から全体として見るように国家を全体として見てその本質や目的を正しく語りうるものは、こうした自然科学的観察方法によって国家を因果的に考察する社会学的国家観のみである。その他の法律学的、経済学的等の国家観においては、国家は城館を内部から部分的にみているにすぎぬように、内から部分的にみられるにすぎない、^(六)そしてこうした社会学的国家観においては国家は、相闘争する社会集団の制度である。つまりそこでは少数ではあるが強力な集団が、弱いが多数である集団を強制し支配している。こうした集団の対立は、人間がその生活資料を獲得する四つの方法——漁労、耕作、狩猟および他人の搾取——に応じた四つの主要な人間種族の類型、つまり人間ホルド、漁労民、耕作民、狩猟民、掠奪民の存在に起因する。国家は、前三者の平和的な種族を後の一者の好戦的種族が永続的に抑圧し支配するためのものであり、「少くも二つの異質的なホルドが、それも多くは平和的なホルドと好戦なそれとが相遭うことがあってはじめて、一切の国家的共同体の永遠のメルクマルールであるかの支配・被支配の関係が創られる」。^(七)オッペンハイマーの所説もまたこれに類している。^(八)かれはいう。目的論的説明を排した因果的・自然科学的な考察法によれば人間は、三つの衝動——性的衝動、食欲、因果律探求欲——につき動かされており、これにより社会生活

に必然的に入り込む。社会生活のうちにおいてはじめて権勢欲、社会的優越への欲求が生じそれを満すための手段としての富が求められる。この富は或は平和的に有償で生産物を交換する経済的手段によって、あるいは無償で他人の生産の成果を奪う掠奪、つまり政治的手段によって行われる。国家は、優越した種族が打ち負かされた種族を搾取する政治的手段に奉仕するところに、その本質をもっている。

これらのむしろ自然科学的、メカニクな理論にたいして一そう弁証法的な法則を語る相異はあるが、マルクスⅡ・エンゲルスにおいてもまた、社会の「自然史的過程」^(九)を貫く法則を語ることが、国家を規定する内的法則を語ることもである。マルクス主義の国家本質論は、その国家作用論と一体をなしている。マルクス主義にとっては国家は根本的に自存的なものを内含せず、国家の全存在は、われわれによって対象化的に認識されうる諸作用に尽きている。ところで、経済的、社会的、法律的、文化的等の多様な国家の諸作用を通じて、最も根幹的で、他の諸作用のうちのもその基底として存しており、従って他の諸作用をこれに従属させているような一つの作用は何か？ それは周知のように、「一階級の他階級への抑圧の、組織された力」あるいは「被圧迫階級の抑圧並びに搾取のための手段」としての国家作用である。そこに国家のいわば「本質」がある。^(一〇) こうした国家はより広い展望においては、「経済学批判」の有名な一節がこれを示すように、生産力や生産様式といった「下部構造」によって、結局は自己自身を貫徹せざるはおかぬ自然必然性をもって規定された上部構造の一部なのである。^(一一)

こうした実力説のいづれもが、これまた現象事実的事物の何かを、国家の「本質」的要因にまだ高めあげること注目しておこう。

c、自然的有機体としての国家

これは、イエリネックがいうように「国家を、個々人から独立してその固有の自然法則により支配された存在をもっているところの自然的な意味での有機体的形象として」考ふる学説である。^(一三) コントやスペンサーやシェップフェルの、人称している「超有機体」Hyper Organismus について、いまは多言を費さない。同じく実証主義的で自然科学的な傾向にあるグムプロウィツすら、これらの学説は、「一切存在の最高法則の一般的で抽象的な公式化」であり無意義なものであるとして却ける。^(一四)

ブルンチュリーにおいては、自然的有機体としての国家のテーゼは、一そう緩和される。彼はその「一般国家学」において、国家を自然的有機体に比すべき三つの理由を挙げている。国家は超個人的な全体であり、こうした全体を現実在させる国家意志、国家精神をもっている。これが恰も身体を靈魂が生かすように、国家体を生かすのである。第二にはこうした国家体はそのうちに役人その他による分岐がみられるものである点で自然的有機体に似ている、そしてこの役人等がこれまた役職の（精神）^{ガイスト}に生かされた部分的全体である。第三に、かかる国家的有機体は、自然的有機体の如く規則的ではないとしても、なお超個人的な「固有の発展と生長」^(一五)とを示している。^(一六)

ブルンチュリー自らは、自分が倫理的有機体説の主張者であることをいうにもかかわらず、彼の所論の重点が、スペンサーのばあいと同じくより下級の存在に妥当する法則をもって、より上級の存在を説明することに、つまり自然的有機体とのその意味での比論にあることに鑑みて、イエリネックがかれの所説を自然的有機体説のうちに数えたのは、^(一六)適当であった。

以上の学説のいづれも、国家の諸素材を統一する云わば超素材的な契機を暗々裡に、又は意識して求めながら、結局対象的に他の素材から区別してみられた一つないし若干の現象事実的素材的要素をもって、その結合の契機である

と宣するに終っている。ツェーレンの国土^{ランド}、グムプロヴィツやオッペンハイマーあるいはマルクス・エンゲルスの種族抑圧ないし階級抑圧の手段としての実力、コントやスペンサー、シェップフル、ブルンチュリーの「有機体的」諸特徴等、いづれも皆然らざるはない。ここでは構成するものをされるものへ、統合する秩序原理を秩序の構成素材へ、不可見的であって自づと本性的に暗々裡に（ただし多くの人びとの一致した承認をもって）認識されるある種形而上学的事態——その本性は本稿が次第に説き明かしてゆく——を、外的な感覚的な国家構成の素材的事物へと質料化することが行われる。ところで、こうしたツェーレンからマルクス主義にいたる相異った内容の学説がにもかかわらずこれらの点で示す共通の特徴即ち国家の質料化、素材化、認識があるのは、一たい、なぜなのか？ これほどまで広汎な共通の特徴の存在原因は、これまた何かよほど共通的な一般的なものであるに相違ない。それは何か？ それはこの時代の人間存在の一般的に質料化した状態といったものでないのか？ 後に更に考察しよう。以上の諸学説は国家のうちにある自然的素材を、^{フィジッシュ}外的な自然の諸要素を把えて国家の本質とするものである点では、その内容の上で相近いものがあり、これを一括することができる。ところが以下にのべる諸学説は、今度は一そう心理的、主観的なものの内面的なものに注目する点で、上記のものとは相違するものとして一括できる。しかも後にみるようにそれらにも同じく質料化的把握の特徴が現われる点では同様なのである。

d、倫理的有機体としての国家

シュパンにおいては、個々人はたんなる「可能性」であり、他人との「分節」*Gezweigung* ^{ガイスト}においてのみ精神として自己自身の「現実性」に到達する。精神は個人よりも一そう根源的な本源的現実性である。そして個々人を結合して多様な共同体を存在せしめるものは、正にこのそれ自身一種流出説的に分節する精神的全体性であり、端的にいつ

て社会とはこの精神的全体性である。そして「価値と存在とは分離しえない」から、こうした社会は、また常に価値であり善であり道徳的なものである。^(二七) 国家はその構成単位が個人ではなくして、それ自身「部分—全体」であるところの組織体（職分協同体）より成る、全体としての一組織体である。それは分節を内有する有機体である。それはその諸々の職分協同体の統合であり統一現象であって、その包括性の故に、他の職分協同体から区別される。それは最も普遍的かつ最高の職分協同体であって、これを荷う身分は外交政策においては軍人であり、内政においては官吏である。^(二八) シュパン学説の卓れた分析者、批判者レーベルも正しく指摘するように、ひと称してシュパンの全体主義が個人をまったく閑却したというのは、あたらない。シュパンによれば、全体性は個人人格の適当な発展のうちにのみ存するのである。^(二九) しかし、レーベルのこうした指摘にもかかわらず問題はそこにあるのではなくして、個人の「可能性」とか、社会（精神）の「現実性」とかいうばあい、^(三〇) 「現実性」「可能性」ということに含意される質料化したシュパン的理解である。ここでは現実性とは実存する人間の時間・空間的な身体的・精神的作用に外ならないのであり、可能性とはこうした作用のうちに現実化される前の人間の諸資質である。ところがトミスト達がのべるように作用は存在に従うのであり、*actio sequitur esse* この存在そのものにおいてわれわれは人間存在の一そう形而上学的な意味での可能性Ⅱ第一質料と現実性Ⅱ実体的形相とを語ることができる。国家の統一の因をなすものは、正しくはもろもろの時間・空間的な作用ではなくしてこれら作用を通じて瞥見される秩序統一であり、こうした秩序統一の根柢は、（シュパンの所謂「人間の可能性」のうちでは質料化した姿で現れるところの）人間存在の実体的根柢、つまり上のべたようなより高次の形相的な現実性である。

ギールケにとっては、国家は他の諸々の団体 *Verband* に並ぶ一種の団体である。この団体が何によって統一され、^{アインハイト} 一つのものとなっているのか、それが「生命統一体」と、「有機体」となっているのか、これを彼の総長就任講

演、「人間の団体の本質」 *Das Wesen des menschlichen Verband* の論証に即してみよう。この有名な講演の表題にもかかわらず、かれは「本質」を語ろうとはしない。本質は科学的には分らぬもので、それを語るのは、「超越的なものについての思弁」であって、「そこでは空想が支配し、信仰が入り込んでくるであろう。」^(三〇)科学的にわれわれに分ることは、集団の諸作用からその存在を確認し、そのある種の特性を知ることのみである。^(三一)ところが個人的人格がそうであるように多数の個人より成る社会的人格もまた、その結合の要因は不可視のものである。^(三二)「多におけるこの統一の固有の本質は、われわれにとってかくされている。」^(三三)にもかかわらず「有機体」の語をいま「生命ある全体の固有の構造を示す言葉」として用いるなら、社会を「生命ある有機体」 *Lebendige Organismus* と称すべき、科学的な充分な理由がある。第一には、外的経験によってこの理由が証される。個人を形成するうえでの社会的なもの（権力組織、法、習俗、国民経済、言語等）の顕著な力を感じるならば、また個人ではできぬが、共同体の力ではできる多くのことを思うならば、こうしたものを「各個人の力の単なる集積」といったのでは説明できない。更に一そう積極的には、第二にわれわれの内的経験によって証される。「われわれは自己を自らのうちに閉ぢ込められた自我として感じているが、また自己を自らに働きかけてくる生ける全体の部分としても感じている。」「したがってわれわれは、直接には外的経験によって集団結合の現存をしか知りえず、その特性については何ものをも知りえない。とはいえ間接にはわれわれは、自らのうちにある共働作用から、身体的・精神的本性の社会的全体が存することを知るのである。」^(三四)

ギールケはカントとともに、事物の本体の、本質の内的実質を暗々裡に洞察する理性の本性的認識を閑却したようである。この能力のゆえに人は、事物の本質を、それへの自覚的・反省的理性の概念による明確な照明に先立って、ある種間違いないしかたで握んでいるのである。国家的結合の本質の何たるかも、先づこうした認識によって、人間の

国家的本性の秩序のうちに看取され、然る後に学問的・理論的反省が、この上に構築されるのである。

ギールケはこうした認識を顧慮しないために、結合の本質の問題をたんに個人の意見の問題ないし感得の問題の平面に降してしまふ。外的経験についてかれはいう。「人は大いに相異った意見をこれについて懷きうる、」と。まして彼のいわゆる内的経験なるものは、彼のないし各人の心理的体験にすぎない。こうした経験の指摘からは、心理を超えて存している集団結合の非質料的な本質的要因を、結局は集団の客観的実在を、直ちには証明できない。心理化は質料化である。

e、目的論的団体統一体としての国家

イエリネックは正当にも、その主著「一般国家論」において、国家を構成する素材ではなくして、多数国民をして統一体たらしめるところの「現象総合のための範疇」^{フインハイト} Kategorie zur Synthese der Erscheinungen (S. 161) を、「総合の形相」Form der Synthese を、「統一原理」Einheitsprinzip (S.177) を、「個別化原理」Principium individuationis (S.178) を、国家の本質の問題に併関して、強調する。かれは正しくも、こうした原理を、可感的対象に、自然的形象に求めるすべての「主として国家の客観的な存在をいう理論」を却ける。^(二四) また「主として国家の主観的な存在をいう理論」のうちでも、単なる現象としての、作用としての国家の背後に、神秘的な「実体」Substrat を仮想するかぎりでの精神的・倫理的有機体の理論を却ける。^(二五) イエリネックにとって、国家は「心理的な大量現象」であり、「国家は多数の人間の意志関係のうちに、つまり支配するものとされるものとの意志関係のうちに存している。」元来は多様なものであるこうした意志関係のうちに、われわれは「統一体」Einheit をみるが、「いづれの統一体も統一原理に基礎づけられていなければならない。」今のばあいどういう統一原理か？ それは目的であ

る。したがって「国家という統一体は本質的に目的論的な統一体である。」ところで目的論的統一体は「主観的統一体、われわれの意識にとっての統一体であって、その客観的価値は認識しえない。なぜなら客観的価値を知ることが不可能だからである。」ところでこの相対的・主観的な目的は、「機関を通じて、つまり統一化の目的要素をその行為を通じて配慮することを事とする人物を通じて、外部に表現される。このように組織され人間より成っている目的統一体を称して、集団Ⅱないし団体統一 *kollektiv- oder Verbandseinheit* という。国家という目的論的統一体は、したがって先づさしあたって団体統一と決定される。」^(二六)しかし国家は次の諸点で他の国家統一体と区別される。(一) 最大限に恒常的な目的、(二) 最も発展をとげた包括的機関、(三) 必然的に含み込まれた一切の成員、(四) 領土、即ち空間的に限定された排他的支配領域、(五) 固有の支配権力。従って国家は次のように定義される「国家は本有の支配力を備えた、定住せる人間の団体統一体である。」^(二七)しかしこれは、国家の前法律学的・社会学的存在であって、有名なかれの両面説にとっては、循環の一面である。他の面、国家の法律学的概念については後にのべよう。

イエリネックが国家を他の団体統一から分かつメルクマールとしていう一々のものが、国家の決定的な本質的特徴でないことは、容易に分る。「国土」も「国民」も「国家権力」も、イエリネック自らそれをいうように国家の要素であって、その統一原理ではない。また「目的の恒常性」、「機関の発達やその包括性」「成員帰属の必然性」などは、こうしたことの根拠がイエリネックによって説明されていないし、それにこの一つ一つは国家のみの特徴ではない。ではかれが国家たる団体の統一原理であるという「国家目的」そのものはどうか？イエリネックにとってそれは国家機関によって表現される歴史的・心理的なものである。^(二八)従ってさきにギールケについてのべたのと同じ質料化が、ここでもなされているわけだ。国家の統一原理が目的であるということは、後にもみるように、例えばヨハネス・メスナーがいうような、人間の国家的本性の傾きのうちに印刻された実存的諸目的という、^(二九)客観的な目的としての

み、いえることである。新カント学派の一人たるイエリネックにとっては、こうした客観的目的は人間にとって不可知な実体界に属するものであるが、正しくはわれわれのさきにもべた、本性的認識が、万人一致して謬りなく人間の実体的存在の神秘からこの実存的諸目的を把みとっているのである。そしてこのことは実体的なものが尽く概念化意識化されて認識されることを少しも意味しないのである。

f、法律秩序としての国家

F・v・ゲルバーは国家の、かれのいわゆる政治的・形而上学的考察法を排する。かれにおいてはヘーゲルの倫理的有機体説が、排他的に法学的である国家概念と結びつく。「国家のうちにおいて国民はその共同体の法秩序を維持する。そのうちにおいて、それは倫理的に結合された全体として承認され、法的妥当をもつにいたる。……それは国民の集合生活の法律形態であり、こうした法律形態は、人類の倫理秩序の本源的な永遠的なタイプに属している。」^(三〇)

またイエリネックは、ゲルバー以来のドイツ国法学の発展を集成し整理しながら、かれの国家両面説、すなわち集団としての、存在としての国家と、法人としての、当為としての国家とをいう理論を展開する。そして法人格・法律秩序としての国家の基底にあってこれを支える「基体」Substratum がゲルバーにおいては倫理的有機体としての国家であったのにたいし、今やイエリネックでは、それが前記の社会学的な国家、集団としての国家となる。こうした国家の上に立つ法学的概念においての国家を、イエリネックは次のように説明する。

国家は自らの制定するところである実定法に必然的に自ら服し、自らの権力を制限しなければならない（国家の自律的人格性）ので、それは実定法上の法主体となる。つまり社団 Körperschaft となる。「ところが社団の概念は純粋に法的な概念であって、法概念がすべてそうであるように、事実の世界では、なんら客観的に把みうるものに対応し

ていない。それは団体統一体の法的關係を、法秩序への關係を表現するための法的綜合の一形式である。」国家は法概念としては、「固有の支配權力を備えた、定住せる国民より成る社団である。」^(三二)

社団として国家の統一原理を、客觀的に握みうるもの、国家構成の質料的・素材的要素から超脱させようとするイェリネックの努力は、著るしい。しかし「実定法」的な法概念は、このことを可能ならしめるだろうか？これを疑うためには、この実定法秩序そのものがすでに一つの国家構成の質料的・素材的要素であることを思うべきである。

最後にH・ケルゼンという。「国家の本質の問題は、一方では国家と社会、他方では国家と法律との間の概念關係の問題と、不可分に結ばれている。」^(三三)かれがイェリネックの両面説の「存在面」を純化して、ことを「當為面」に合一させ国家結合の本質的契機を、當為に、規範に、法秩序に帰そうとする努力は、実に正しいのである。

社会集団としての国家について、ケルゼンという。例えばジンメルという「相互作用」を、社会の又国家の結合の本質的契機を、自然的現実 *natürliche Realität* に、現実心理的相互作用 *realpsychische Wechselwirkung* のうちに求めえない。こうした作用の意味では、一切の人類が相互になにかの因果的な相互作用を行い合っている筈である。そこで、最強度の程度の相互作用といったことが国家的な統一の特徴であるなどと、いわれる。しかし、これは明白な事実に反している。ここでは実は、「ある国家へ法的に帰属しているものがまた交互作用に入っており、この交互作用によって国家が、実存心理的、社会学的統一体としても認められねばならない」のである。法律的な国家的統一体が先づ前提されて、然る後に上記のその特徴がこれに帰せられているのである。また、「相互作用」といっても実際には分離できない相互作用、つまり「結合」の存在がいわれているのであって、ここで個人が「結合されている」というのは、実は「規範に律されている」「義務づけられている」ということである。^(三四)同様のことは、ル・ボンの集団心理説、デュルケームの集合意識説その他「集合意志」とか「支配」とかいったことを国家の結合要因と

（三四）
 して、いふすべての学説についていえる、と。ケルゼンのいうところには、多くの真理がある。もしこの国家の諸要素を結合する国家構成的規範を、当為を、人間存在の形而上学的構造に由来する人間本性の傾きとしての自然法であるとし、ことに人間の国家的本性であるとして国家結合の本質的要因のうちに自然法的秩序をみるのであるならば。

しかしケルゼンは（正しくも）自然法論は、事物の本質的現実からのみその実質的な内容規定を獲てくることを見抜いているが、こうした本質の内容規定を透見する理性の能力を疑う新カント学派の一人として、このような自然法論を却けるのであるから、勿論この国家構成的規範を「自然法」であるとは考えない。かれにとって、それは実定法秩序である。かくしてケルゼンのやり方で、一応、国家の「存在一面」は「当為一面」に解消し、かつこの当為一面は実定法秩序の総体 *Gesamtheit* となる。一そう正確には国家とは国家的なケルゼンのいわゆる「根本規範」によって一つの完結せる全体とされているかぎりでの実定法秩序である。^{（三五）}しかしかく考えることによってケルゼンは、結局は国家の本質的核心を質料化して把えていることになる。というのは、実定法は自然法から切り離してみるかぎりにおいては、現象事実的なものである。それは国家の立法的權威の思慮の所産として、一つの人為的作品であり文化財である。それは自然的心理的な現象事実である。こうした実定事実的な側面においての法は、正しくは一定の自然法との関係においてのみその法としての資質を、規範性をもっているであろう。つまり国家の權威が公共の福祉のために行為の一般的準則を設けるような——そのような国家のうちで生きることへと傾く人間本性の傾き（自然法）に、実定法は、その規範的な存在の根拠をもっているのである。その拘束性の根拠をもっているのである。こうした自然法から切り離してみられた限りでの実定法は、実は「法」ではなく当為の世界のものではなくして事実の世界のものであり、要するに国家構成の一質料的素材要素であって、それを秩序づけて国家を構成する真の構成原理Ⅱ（自然）法秩序ではない。^{（三六）}

ケルゼンが正しく暴露したように、いづれの国家本質論も、その内奥の秘められた意図においては、実は常に国家の本質的要因を超存在・事象的なもの、規範的なもの、当為的なものに求めていた。そしてそれを求め獲るのに失敗して、結局は国家の自然的・心理的なものへの要素をそれであると思ひ込みに到っていた。つまり超自然的、超心理的現実、霊的現実である国家の結合原理を質料化して理解していた。ケルゼンが実定法にこの原理を求めたとき、正に同じ質料化に陥っていたのであった。

こうしたことにもかわらずシュパンやギールケ、ことにイエリネックやケルゼンでは、他方で国家の形相的統合原理を、自然的・現象事実的事物を超えたところに意識して求めようとする形相化的傾向も、みられたのである。^(三七)

- (一) F. RATZEL, *Politische Geographie*, 2 Aufl., 1903, S. 4.
- (二) R. KJELLEN, *Der Staat als Lebensform*, 4 Aufl., 1902, S. 24.
- (三) *ibid.*, S. 33.
- (四) *ibid.*, S. 45.
- (五) L. GUMPLOWICZ, *Sociologische Staatsidee*, 2 Aufl., 1902, S. 6 ff.
- (六) *ibid.*, S. 27—37.
- (七) *ibid.*, S. 118, S. 104 ff. ~~149~~ *Socialphilosophie im Umriss*, 1910, S. 57 ff.
- (八) F. OPPENHEIMER, *Der Staat*, 1919, S. 5—17; *System der Sociologie*, Bd. II : *Der Staat*, 1926, S. 15 ff.
- (九) K. MARX, *Das Kapital*, Nachwort zur zweiten Auflage. (*Der Historische Materialismus*, herausg. von A. KRÖNER, Bd. II, S. 98).
- (一〇) K. MARX, *Feuerbach* (*Werk*, Bd. 3, Dietz Verl., 1958) S. 33, S. 16 ff; F. ENGELS, *Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staates*, 23 Aufl., 1928, S. 117.

(一一) K. Marx, *Kritik der national Oekonomie, Vorrede*. 本文の圧縮された記述のなかでは、マルクス主義の国家理論が他の点でも豊富な内容を問題にしない。それらを問題にしての「そう基本的な吟味を暗示するためつけ加えれば、マリタンの著書『*Humanisme intégral*』, 1936 では、アリストテレス＝聖トマス主義の哲学とマルクス主義のそれとのもっとも深い遭遇の一つが、みられる。前者の哲学はこの世の現象的事物について質料と形相、可能性と現実性との根本的「二元論」に立つとともに、こうした現象的事物を超えて「存在」を認識できる人間理性の超越性を肯定している。これに対しマルクスの哲学は、ヘーゲルとともに一元論的絶対的内在論の立場に立つ。ただしヘーゲルが離存的形相(神＝絶対精神)の形相因のみを事物発展の第一原因とする観念論ないし天史的知性主義に陥るのとは反対に、(第一質料的) 質料因を事物発展の第一原因とする点で *immanentisme réaliste absolu* なのである。マリタンは、マルクスの哲学的深さに敬意を表しつつも、前記伝統的哲学の二元論および超越論の立場から、ここで鋭い批判を加えている。p.51—9, p.60—7.

(一二) G. Jellinek, *Allgemeine Staatslehre*, 3 Aufl., 1922, S. 148.

(一三) Gumpowicz, *Sociologische Staatsidee*, S. 13, S. 14—5 なおつづいた類比の無意義であることについては、F. Berozheim, *Philosophie des Staates samt der Grundzüge der Politik*, 1906, S. 21, S. 47.

(一四) J. Bluntschli, *Allgemeine Staatslehre*, 6 Aufl., 1886, S. 22 ff.

(一五) *ibid.*, S.22.

(一六) Jellinek, *ibid.* S.148. なお教会や国家の性別の差異をまで決定する(前者は女性、後者は男性であるといった)行きたがった比論に鑑みても、さびである。Bluntschli, *Psychologische Studien der Staat und Kirche*, 1844. なおこれについて、Berozheim, *Philosophie des Staates*. S. 21, S. 47.

(一七) O. Spann, *Der wahre Staat*, 3 Aufl., 1931, S. 33.

(一八) *ibid.*, S.128.

(一九) Rabel, *Omar Spanns Philosophie des Universalismus : Darstellung und Kritik*, 1937. 風見訳 「シュパンの全体主義哲学」三二頁。後にみるように、その形相的現実性が「実体的」であることの故に、シュパンとは反対に、レーベルもそれに属する伝統的哲学では、個々人は、それが「偶有的」である国家を、無限に超越するのである。この点につき Rabel, *ibid.*, 風見訳、一八二—九頁参照。

- (一〇) O. GIERKE, *Das Wesen der Menschlichen Verbands*, 1902, S. 23.
- (一一) *ibid.*, S. 20, 23, ギールケのこうした考え方の背景にカント哲学があることは、いふまでもない。
- (一二) *ibid.*, S. 17.
- (一三) *ibid.*, S. 19—22
- (一四) G. JELLINEK, *Allgemeine Staatslehre*, S. 140—8.
- (一五) *ibid.*, S. 153.
- (一六) *ibid.*, S. 174—179.
- (一七) *ibid.*, S. 179—181.
- (一八) *ibid.*, S. 249. 国家の「相対的な目的」を語るところから、これは明白である。
- (一九) J. MESSNER, *Das Naturrecht*, 1958, S. 39ff.
- (二〇) F. V. GERBER, *Grundzüge eines System des deutschen Staatsrechts*, 2 Aufl., 1869, S. 1.
- (二一) G. JELLINEK, *ibid.*, S. 183.
- (二二) H. Kelsen, *Allgemeine Staatslehre*, 1925, S. 6.
- (二三) *ibid.*, S. 7—9, S. 375.
- (二四) *ibid.*, S. 9, *Der soziologische und juristische Staatsbegriff*, 1922, S. 5, S. 4ff, S. 12 ff.
- (二五) Kelsen, *Allgemeine Staatslehre*, S. 5, S. 47—91, S. 104—5; *Staatsbegriff*, S. 86—91.
- (二六) ケルゼンの所論を「そう周到に批判するためには、二つまでもなくその「根本規範」を批判的に吟味しなければならぬ。そうしたことを試みたものとして、拙稿、DABIN et Kelsen (dans, "Annales de droit, t. XXV/4, 1965, Bruxelles)」、および「ダバンとケルゼン——批判的法実証主義と自然法倫理——」(年報「自然法の研究」一七頁以下所収)を参照。

(三七) なお、次にのべる存在論的な(したがって新カント派的観念論からは遠い)形相化的国家本質論から、これらの理論をはっきり区別するためつけ加えていうなら、ギールケにせよ、イエリネックにせよ、ケルゼンにせよ、新カント学派の国法学者達が知らなかったことは、カント自身が、人間の認識は人間の存在に(有限的存在としてのその存在の構造に)規定さ

れたものであることを説いていたことである。しかし最近の法学者は、ハイデッガーやヤスパースによってもたらされたこの点でのカント解釈の根本的進展を知りは始めている。例えば一人の国際法学者の次の書を見よ、E. F. Bauer, *Staats-philosophie*, 1965, S. 71, S. 74.

B 形相化（靈化）的諸理論

イエリネックやケルゼンのこうした形相化の努力を更におしすすめて、いづれもアリストテレス⁽¹⁾聖トマス⁽²⁾の伝統に繋る三人の国家論者が、二十世紀の二、三十年代以後活躍しはじめる。すなわち、ダバン、ロンメン、メスナーである。かれらの国家本質論を簡潔に摘記してみよう。

a、ジャン・ダバンによれば国家は二つの観点からみられる。「国家の予備的要素」*les éléments préalable de l'Etat* および「国家の固有に構成的な要素」*les éléments proprement constitutifs de l'Etat* である。⁽¹⁾ 前者の観点からは国家構成の「第一質料」が現われる。つまり人口や領土がそれにあたる。⁽²⁾ 後者の観点からは国家の形相が現れる。国家の目的たる「世俗的公共善」*le bien public temporel* やこうした目的を追及して国家を現実在させる権威、あるいは政治的権力は後者にあたる。更にいえばこうである。ダバンによれば、単なる個人も家族も国民も階級も、国家そのものと同質的ではなく、それらとは異質のものであり、国家はそれらを国家構成のたんなる人的素材として存している。又、土地や土地より産する一切の自然的資源も、たんに国家の物質的構成要素であるのみ。これら素材は、それによって国家が存する能動的構成要素ではない。⁽³⁾ かれば、こうした外面的・即物的な水平を超えて、国家の目的に注目する。この目的は「真の完全社会」⁽⁴⁾ としての国家の特質に密に結びついている。それではいふところの国家目的としての「世俗的公共善」とは何か？ この場合「世俗的」とは「宗教的」ということと対をなしている。

後者は、超自然的な啓示の秩序についての諸關係にかかわるのであり、超自然的秩序についての人間完成を配慮する完全社会は、教会である。これにたいし自然的秩序についての人間の全面的・包括的完成を配慮する完全社会が、国家である。^(五)「公共」とは、「私的」*particulier* に対立するものであり、公共善とは、公衆の善 *le bien du public* である。つまりその本性によって特定の国家へと結集されているかぎりでの大衆 *multitude* の善である。人々は本源的に同時に個人的でもあれば社会的でもある存在であって、その個人としての完成は、それに必要な多種多様な援助を各種の社会集団からうけて社会的に充足することに依存している。しかも実力を背景に平和と秩序を維持し、私的活動を調整し、これに必要な援助を与えることをその形相に規定された目的とする特殊な社会があつて、全体としての社会的な人間完成を配慮するばあいのみ、即ち「世俗的公共善」が生ぜしめられているばあいのみ、各人の完成は可能である。^(六)こうした特殊な（政治的）社会として国家を存しめることへと傾くことは、自己完成を希う各人の本性の固有の傾向であり、国家はこうした人間本性の傾きに根ざした（そして人間の意志を媒介してその本性が現実化される）社会である。^(七)

次に、世俗的公共善を現実化させる「権威」あるいは「政治的権力」もこれまた、国家の構成的要因であり、国家の「形相因」である。^(八)公共善やそれを追及する手段のなんたるかを定め、人々をそれへと協同させるものなくしては、公共善の現実化はない。それを行うものは人民とは区別された権威、あるいは権力、あるいは、（権威ないし権力の荷い手としての）統治者である。そうしてこうした権威をもった国家のうちで生きることが、「人間本性の一傾向あるいは「必要」*une tendance ou un besoin de la nature humaine* であるから、ダバンにとって、国家の権威・権力もまた自然法の秩序のうちにおいてみられている。国家の「目的」であれ「権威」であれ、国家構成の固有の要素は、自然法秩序と結びついているのみ、そうしたものでありえている。ここでは所論は、対象化的に他から区別された

国家の諸要素・諸素材を超脱して、非質料的な規範的・当為的な真の国家構成の核心的原理に到達している。

b、ダバンと同じくトマス主義の法哲学者、国家哲学者として高名なハインリッヒ・ロンメンもまた、国家について、それは自足性をその本質的特徴とする完全社会であるという。⁽¹⁰⁾ただし、J・ダバンのばあいと違って、権威は国家の形相的要素ではない。「政治的権威は国家の形相 *forma rei publicae* ではない、後者は事物を、個々人の非形態的な多数を、上から外的に組織するのみである。」むしろ国家の形相は共同善である。⁽¹¹⁾しかしこうした相違はいまは問題ではない。なぜなら、ロンメンのばあいもまた、共同善は秩序 *ordo* である。⁽¹²⁾つまり共同善というこの国家の「客観的」目的は、その「綱要」*institute* においては、人間本性のうちに記された秩序が、自然法がこれを示している。⁽¹³⁾ダバンとこの点相異はないのだから。それに、こうした自然法の秩序は動態的なものであり、志向的 *intentional* なものである。というのは、聖トマス（やアリストテレス）が正しく説いたように、人間は第一質料と実態的形相との複合的実態 *compound substance* である。ロンメンによれば、デカルトがこの二つのものを切り離してしまい、一方では観念論が他方では唯物論がその一方の原理のみを強調して、その結果人間の本性のダイナミイティを見失い、人間本性を何か機械的、静態的に理解するにたった。しかし正しくは複合的実体であるが故に人間本性はダイナミックで、志向的である。これが反映して、そうした本性の個人により成る国家もまた動態的であり、*esse intentionale*（志向的存在）なのである。⁽¹⁴⁾

またついでにいえばロンメンにとって、自然法の秩序は、人間理性の本性的な洞察によって知られるものであり、ある哲学的な意味での常識による自然法認識は、自然法への理論的な哲学的基礎づけとは区別される。⁽¹⁵⁾スコラ哲学の自然法論は後者の類いである。それは常識の「教育ある姉」である。⁽¹⁶⁾国家の形相的構成原理たる人間の国家的本性は、こうした常識によって知られる自然法の一部なのである。

c、最後に国家は、われわれがその生誕七十年記念にこの稿を献げているヨハネス・メスナー教授にとってもアリストテレス・聖トマス主義の伝統的国家哲学の意味での「完全社会」*volkommenen Gesellschaft* である。^(一七) その目的は「人間本性の完成のために必要なあらゆる社会的基作用の、つまり共同体の自己防衛とか、その法律秩序や一般的福祉を保障することかいた作用の包括的な、全面的な達成である。」^(一八) このような国家目的のほかには国家権力や国民や国土が、国家概念の主要な四つの構成部分である。従って「国家とは一定地域に定住した人びとによって構成された、そして最高の支配権力を備えた共同体であって、その共同善の全面的な充足を目的とするものである。」^(一九) こうした国家の四つの構成要素、目的、権力、国民、国土を窮極的に統合して国家を存在せしめる本質根拠 *Wesensursprung* は、人間の社会的本性である。「国家はその根源を、人間の社会的本性にもっている。人は共同体のうちにおいてのみ——すなわち重大な社会的諸作用を営み、それによって人間にその実存的諸目的の現実化を可能とさせるものである共同体のうちにおいてのみ、完全な人間となるのである。したがって人間の本性が、かの基本諸作用の組織化のための共同体秩序の形成へと、人間を押しやる。国家は人間本性の一部であり、国家的秩序は人間の自然法 *Naturrecht* の要請するところである。」^(二〇) この自然法が「個体」としての人間にではなくして「人格」としての人間に内在する客観的な法則であることについては、詳しい主張がなされている。^(二一) それは「個体」としての人間の法則、つまり物理的・生物学的な自然法則ないし人々の心理に表象されているかぎりでの法則ではない。それらは、「人格」としての人間についてのみいえる人間的本質に、現象事実を超えた人間の超越的な形而上学的存在根拠に、結びついている法則である。またメスナーによって、こうした自然法あるいはその一部としての自然法的憲法 *naturerechtliche Verfassung* が先づ人間理性の本性的洞察をもって了解されるとされていること、この洞察がこうした自然法についての反省的・説明的認識とは区別されること、にも注目すべきである。^(二二)

十九世紀後半から二十世紀にかけての主要な国家本質論を、こうして順次吟味してみて分ることは、第一にはそこに根本的に相対立した二つのグループがあることである。つまり一方には国家的結合の本質的契機を国家の素材的な要素ととり違え、国家の本質の質料化を行っているもの、他方には国家の真の本質的契機、自然法的形相の契機に達して、国家のより微妙な本質に透徹しているものである。前者を質料化的国家本質論と呼ぶならば、後者は形相化的国家本質論と呼びえよう。イエリネックやケルゼンは、前者のグループに属しつつも、それから抜け出して国家の素材的・質料的構成要素を超えたところに国家的結合の契機を求めようと自覚的に努力している点からは、むしろこの両グループの中間にあるもの、「過渡」であるといえるだろう。^(二二)

(一) J. Dabin, *l'Etat ou le politique*, 1957, pp. 9, p. 21—2; *Doctrines générales de l'Etat*, 1939, p. 9 et. s.

(二) *l'Etat ou le politique*, p. 23. ダバン自身も知るところであるが、もちろんこの意味での「第一質料」は、形而上学的に厳密な意味で云われるそれでない。

(三) *ibid.*, p. 23—53.

(四) *ibid.*, p. 25 note 1.

(五) *ibid.*, p. 127—8.

(六) *ibid.*, p. 60 et. s.; *Doctrines générales de l'Etat*, p. 34—54. 「完全社会」とはこうして、そのうちで人間が自己完成を遂げる条件が整えられる社会である。家庭とか民族とか、国家以外の社会は限定された人間目的を直接に追及するので、そこで自己完成を遂げる条件は整はない。

国家の目的としての Bien Commun について A-F. Urz, *Sozialethik*, 1958, S. 127—85; M. de la Vigne De Villeneuve, *Latinité étatique*, 1954, p. 19 et s.

- (七) DABIN, *l'Etat*, p.192—204; *Doctrine*, p.94—96.
- (八) *l'Etat*, p. 144 note 1.
- (九) *ibid.*, p.194; *Doctrine*, p.54 et s. 後のロンメンやメスナーもそうであるが、すべての現象的事物について同じく国家についても、そのものが存在し作用するための四つの形而上学的原因がある、とダバンは考える。存在の原因としては、「質料因」および「形相因」であり、作用の原因としては「目的因」と「作用因」とである。ダバンにとって国家の質料因は国家構成の質料的・素材的要素としての人民や自然的事物であり、その形相因は「権威」である。その目的因は世俗的公共善であり、作用因は恐らく自らの決断をもって国家の活動に能動的に又は受動的に参与するかぎりでの支配者や人民である。そしてこれら形相因も目的因も作用因も、人間の国家的本性の傾向という自然法に 관련된ものである。
- (一〇) H. ROMMEN, *The State in Catholic Thought*, 1950, p. 248
- (一一) *ibid.*, p.34—6, p. 135
- (一二) *ibid.*, p. 139.
- (一三) *ibid.*, p. 220—8 及び p. 137, p. 225, p. 306—7.
- (一四) *ibid.*, p. 225, p. 38, p. 137; *Ewige Wiederkehr des Naturrechts*, 1947, s. 175-9.
- (一五) *The State*, p. 173.
- (一六) かくて自然法は、その永遠の代弁者を永遠の哲学 *philosophia perennis* のうちにみいだす。後者は、ある適切に解された意味での「常識」〔今の場合本性的に認識された自然法〕の反省的、意識的説明体系である、*ibid.*, p.175.
- (一七) J. MESSNER, *Das Naturrecht*, S. 632.
- (一八) *Das Naturrecht*, S. 631. メスナーの著 *Das Gemeinwohl*, 1962 は、国家の領域をはるかに超えて「公共善」を考えていて、他方国家の公共善につきこれをいうことと、必ずしも繫っていない。この点につき、次の雑誌での筆者の本書への書評をみよ。 *Justice dans le monde*, t. V/3, 1963—1964, Louvain, p. 86—8.
- (一九) *Das Naturrecht*, S. 634.
- (二〇) *ibid.*, S. 21—81. なお「個体」としての国家というものについては、すぐ次の節で改めて論じよう。
- (二一) *ibid.*, S. 86—88; *Kulturethik*, 1954, S. 242 ff.

(111) *Archives de Philosophie du droit*, No.7, 1962, の中でメスナーに献げられたこの「記念論文集」の長文の書評をかい
ているストラスブル大学のM・トーマン(Marcel THOMANN)氏が、筆者の論文は、唯物論的 *materialiste* および
精神主義的 *spiritualiste* 傾向の国家理論ならびに両者の「綜合」著者はイエリネックおよびケルゼンにそれをみている
―を討究している、とかいているが(p.283)、質料化的国家本質論から靈化的国家本質論への「過渡」としてイエリネ
ックやケルゼンをいうことがこのように受けとられたとすれば、これは筆者にとって思いも寄らないことであつた。

三、国家の本質的存在とその認識

こうした国家学説史の実証的な吟味の成果を踏まえた上で、さらにこれを一般化して、国家の本質的存在やその認識についての幾分体系立った哲学的な反省を加えておこう。

a、国家の存在

個人においてそうであるように国家もまた、「個体」的存在と「人格」的存在との両存在様態の極を揺れ動くもののようにみえる。つまり、その存在の受動的な形而上学的構成原理Ⅱ第一質料の観点からみられたかぎりでの国家と、その能動的な形而上学的構成原理Ⅱ形相の観点からみられたかぎりでの国家とである。⁽¹¹⁾ ただし国家のこの形相は、個人の場合のように実体的形相であるとは考えられない。実体的形相によって存在する実体的存在とは、自己自身から実存しかつ作用する存在である。理性と自由意志とを備えた人格的存在としての各人は、すべて実体的存在である。これにたいし、国家のように自己以外存在、すなわち国家を構成する各個人に依存してはじめて存在しかつ作用するもの、つまり国家を構成する各個人の存在に固有の国家的本性(それは「完全社会」の中で自己完成の充全

な条件を整えて生きることへと傾く人間本性の傾向という意味の自然法である。〕によって存在し、それを形相として存在するようなものは、偶^(三)有的存在である。但し誤解があつてはならないが、偶有的であるにせよ国家は独自の形相的原理によって統一され構成されて固有の存在をもつ「統一体」——「一者」Einheitなのであつて、固有の存在性を欠いて各構成員の存在やその行動に解消されつくすものではない。個人主義的傾向の国家論が時としてそう考えたように国家はその成員のたんなる集合にすぎぬものではなく、それは超個人的な一つの独自の存在者である^(三)。但しそれはシュパンやヘーゲルが考えたように実体的形相によって存する実体的存在ではないのである。むしろ国家はもろろの人間的な実体的存在より成る偶有的統一^(四)である。

またこの場合、国家のこの（自然法的な）形相的原理から眺められたかぎりでの国家が「人格的」な存在であるのは、けつして各個人を人格という意味と同じ意味ではなく、一種類比的に云われているのである。国家は諸人格の統一^(五)体であり、またその存在の形相的原理が（人間の自由意志から独立して存在し作用する自然法則とは反対に、人間の自由意志を媒介して現実化される倫理的な性格の法たる）自然法であるので、各個人の人格性が、国家の存在にある意味で移されるのである。あるいはその構成員の人格性に参与し、あやかり、それを分有しするかぎり^(五)で、国家もまた人格性を帯びる、といえる。

こうした限定の下においてであるが、国家について——個人の場合と同じく——語りうるその「個体」と「人格」、「個性」と「人格性」とは、これまた対象化的に国家の存在そのものの中に区別されて存在するものではなくして、「個体」といい「人格」というのもそれが純粹に区別されて存在するのは、われわれの思惟において分析されのみである^(六)。実存するのは常に、あるいはより多く「個体」であるためより少く「人格」であり、あるいはより多く「人格」であるためより少く「個体」である一存在としての国家であつて、前者であればあるほど、すなわち国家

のもろもろの構成要素をその自然法的形相によって秩序づけることより少なければ少いほど、そこには国家存在の充足度は少なく、国家として存在することが少ない。後者であればあるほど、すなわち国家構成のもろもろの素材的要素を通じて国家の自然法的形相が、またそれが含む自然法的憲法がより現実化していればいるほど、国家としての存在の密度は高く、国家はそこにより多く存在するのである。個々人が存在充足を成げ人間的に完成するためには人間存在の構造に根拠する人間本性の一定的傾向、つまりは自然法に従って行為することが必要であるように、国家がそもそも実在し、しかもより多く実在するためには、国家を構成するすべての人間の行動が、国家的存在の自然法的形相原理をより多く現実化すべく働くものでなければならぬ。

例えば、「完全社会」としての国家ということに必然的に結びついている自然法的憲法原則の最基本的なものが二つある。一つは「多元性の原理」であり、他はほとんどそれと一体を成す「補完性の原理」である。多元性の原理はいう。国家は諸実体より成る、偶有的存在であるから、本質的に多元的である。また人間存在の充足のために要求されるもろもろの経済的・社会的・文化的的要求はそれぞれに互いに還元できぬものであり、かつこれらの要求のそれぞれに応じて経済的・社会的・文化的な目的を追及する多様な社会が互いに独立した固有の存在と使命をもって存しているのであるから、国家はもともとこれらの部分的社会の存在を前提した上で、人間目的の統合的総合的達成を追及する多元的な全体社会である。他方で補完性の原理はいう。国家は偶有的存在であるから実体的存在であるその構成諸個人よりもその存在の段階において、その品位において劣るものであり、国家は諸個人の自由なる自主的活動を補完するためにのみ存するものである。また国家内の部分社会との関係においても、家族や企業体や労働組合や教会や大学などといった部分社会が自らの創意と責任においてそのそれぞれの固有の使命を遂げることが補完するために存在するのであって、国家全体の統合的目的（公共善）の必要以上に出てそれら社会の創意を圧殺しそれら社会の機能を自

らに背負い込むべきではない。国家はこうした多元性の原理や補完性の原理に適合して行動する諸個人のあいだにおいてのみ、その充足した存在性を、「人格」的存在を現すのである。^(七)ところがメスナーやマルチッチが語るように、今日の国家は資本主義国家であれ共産主義国家であれ、このような多元性、補完性の原理を否定した一元的、全体主義国家として存在している面が多い。こうした国家は国民生活の全ゆる側面に国家の介入があり国民の意識の前面に絶えず国家が現れているので、国家がより多く存在しているようであるが、存在論的にはそこでは国家は、反対により少くしか存在していないのである。^(八)いづれにせよ、国家は個人と同じく可塑的な存在であって、その実在の振幅は大きく、あるいは著しくより多くも、あるいは著しくより少くも存在しうるのである。^(九)

b、国家の認識

国家の存在がこうしたものであれば、国家の認識の仕方も自ずと定まってくる。国家の「存在」を認識することは、その自然法的存在根拠を認識することである。ところで、さきにみたように、自然法の認識についてはつねに、反省的・意識的認識においての各人に様々な自然法認識と、本性的洞察によって暗々裡に万人一致して了解する自然法認識との区別を樹てて事を問わねばならない。先ず後者を問題にしてみよう。何が、われわれの本性的自然法認識を規定するのか？ ここで、さきにのべた人間存在の質料的・形相的両様態は、どのようにして人間の本性的自然法認識に影響するのか？

もしわれわれ国家を構成する個人が、「個人」としてより多く存在し、「質料性の優位ある存在様態」において生きているならば、われわれの存在のうちににおいて人間的「形相」の現実化することより少く、したがってこの形相の規定性に（人間存在の形而上学的構造に）由来するものでもある人間本性の一定的傾向としての自然法もそれだけよ

り現実化していない。したがって自然法への本性的洞察を可能にする筈の下地が、メスナー流にいえば *Anlage*（資質・土台）がそれだけ根から弱められている。^(一〇) 個体としてより多く存在する個人は、それだけ一般的に、自然法にたいするセンスを欠き自然法への本性的認識が朦朧い。したがってそうした者にとっては、国家の形相的構成原理としての国家的本性の傾きやそれに内含された自然法的憲法などは認識されがたく、従って国家はその統一化の真の原理においては認識されないで、統一化のないバラバラの素材的要素として眺められるが、ないしはそうした要素の一つ又は若干をもって国家の本質的要因であるとすることになる。

これに反して、ある者がより多く「人格」として存在しその存在様態が形相性（靈性）の優位のあるものであるならば、その者は、自らの実存のうちに人間的形相を現実化することより多く、自然法はその者の中でより生き生きと現存しており、これに内的に傾き促がされ支担されての本性的自然法認識はより判明・確実であろう。こうした者は自然法へのより鋭感なセンスをもつのである。したがって、国家は、こうした形相性（靈性）の優位ある存在様態の者によってはより深くその統一の自然法的形相原理において把えられていて、国家の本質がこの者により、国家構成の諸要素の何かと混同されることはない。

このようにみてくれば、人間存在の（質料化ないしは形相化的）様態が、人びとの本性的、自然法認識に、したがって国家の本質の本性的、洞察に、直接的に規定的作用をもつことが、明かである。^(一一)

これに比べれば、自然法についての反省的・概念的・説明的認識、つまり自然法学説や思想への、ひいては国家の本質についての学説や思想への、人間存在の質料性の優位あるないしは形相性（靈性）の優位ある存在様態の影響は、より間接的で遠廻しのもの、無数の他の文化史的・経済史的要因のかく乱的作用をも媒介させたものであるに違いない。人間の思惟の現、実、作用は——人間存在の形相的原理に直接的な可能的土台をもつことより深く、そもそも思

惟作用の現実化の根源に位しているので歴史的偶然性をそれだけ免れている本性的認識とは違って——第一質料的原理の個別化的規定性を徹底的に受けている歴史的現実であり、階級的・民族的なイデオロギー的偏見は勿論のこと、時代により人によって異なる特異性を帯びざるをえない。

それにもかかわらず、なお全体としては次のことを、一つの法則として云うことができるであろう。ある者の存在様態が質料性の優位のあるものであらんか、この者はその本性的自然法認識においてより瞭いために、国家の本質論を自ら語る際にも自然法的要因を閑却した理論を説くであろうし、むしろあれこれの国家構成の偶然的要因をもって国家の本質とした学説を説くであろう、あるいはそうした学説に賛意を表しそれを受容れるであろう。これに反してその者の存在様態が形相性（靈性）の優位のある者であらんか、その者の本性的自然法認識は生き生きとしたものであろうし、こうした者の説く国家学説は国家の自然法的形相原理をその体系の「要め」とするものであるだろう。少なくともそうしたものである理論に同情を示すであろう。

この法則は、いうまでもなく個々人に即しては無数の例外を許すものである。つまりあるいは質料性の優位ある存在様態を示す誰かの個人が、却って何かの事情で正しく国家の自然法的形相やその内含するより具体的な国家的自然法の諸法則を顧慮する国家学説を説いたり信奉したりすることもあるうし、あるいは逆に、靈性の優位ある存在様態を示して生きる誰か個人が、却って国家の偶然的な構成要素にとらわれひきまわされた国家本質論のあれこれを、無批判に受け容れ、説きもするであろう。しかしこうした人間の「存在」と「思惟」との自己矛盾は永続きするものではなく、結局自己の存在様態相応の国家学説・国思想家を人は撰び取るであろう。人はそのあるところに従って考える者である。なお、こうした法則の貫徹を複雑にする他の二つの事情を考慮しなければならない。つまりこうである——われわれがいまみたのは認識する主体の側の存在様態がいかにしてその認識に影響するか、であった。ところがい

うまでもなく、認識される客体の存在様態もまた（ある意味では一そう決定的に）われわれの認識を規定する。そして今のばあいこのことは、次の二重の意味でいえる。つまり第一には、われわれの認識する国家が「個体」としてより多く存在するか、あるいは「人格」としてより多く存在するかに応じて、人はより容易にあるいは国家の本質的核心に透徹し損ね、あるいはそれを把むことに成功するのである。例えば先にのべた資本主義的ないし共産主義的な一元的・全体主義的国家のうちに住むものは、そうした国家を正しくその自然法的形相から把むことは比較的困難なことであって、そこではむしろ質料化的国家学説の盛行をみる、ということになる。

また第二には、国家の場合認識される対象の存在の様態が認識する各個人の存在の様態にはねかえってくる、という事態がある。人間は社会的存在であって国家あるいはもろもろの部分社会によってその存在充足を扶けられつつ生きるものである。国家や部分社会の存在が質料化したものであるならば、そこで生きる個々人の存在様態は一般に質料化したものとなるであろう。したがってそこで語られ受け容れられる国家学説、国家本質論は、けっして国家の自然法的形相に透徹したものでありえないであろう。しかしもし国家や部分社会の存在様態に靈性の優位があるならば、それらはすべてその逆となる筈である。一般化するというならば、各個人の個人的な存在様態のみならず国家であれ階級であれ、民族であれ、あるいは特定の時代といったものでさえあれ、集団の一般的な存在様態における質料性の優位、あるいは靈性の優位が、そこで人びとの認識し、受け容れ、盛行せしめる国家学説、国家思想の型態を、二次的・福次的にはあるが決定する。

事態を複雑にするこうした諸条件をすべて勘定に容れていうわけであるが、いづれにせよ人間存在の（質料性の優位のある又は形相性〔靈性〕の優位のある）存在様態が、直接には国家の本質的核心をなす自然法の本性的認識を、間接には（質料化的ないしは形相化的と相分れうる）国家本質論の選択を規定する。われわれは今は国家の本質論に事を限定

して考えているが、勿論この、簡潔には「人間存在の様態が人間の思惟の様態を決定する」ともいうべき法則は、国家論の全ゆる事項、すべての法律理論、経済理論その他あらゆる学説・思想のひだのすみずみまで微妙に作用し、結局は自らを貫徹してゆくものである。

(一) 上にのべたメスナーの外にも、オーリューやドロスは、こうした観点から「人格」として自己自身の存在を（その個性性を克服しつつ）獲得する国家について、優れた探求をなしている。M. Hauriou, *Principes du droit public*, 2 éd, 1916, passim; J. T. Delos, *La société internationale et les principes du droit public*, 1950, p. 87, 97, 135 以下 p. 145 et s.

(二) E. Welty, *Gemeinschaft und Einzelmensch*, 1935, S. 178—81.

(三) Utz. *Sozialethik*, 1 Teil, 1958. S. 38.

(四) J. Maritain, *La personne et le Bien Commun*, 大塚訳「公共福祉論」四三頁以下。

(五) E. Welty, *ibid*, S. 178—81; Utz. *ibid*, 1 Teil, S. 51.

(六) F・ジェニーが実定法秩序の総体について、資料の観点からみられた「所与」としてのそれと、形相の観点からみた「所造」としてのそれを区別しているのに関説しながらダバンは、この区別が観点の差異であって、対象的に実定法そのものの中に分たれた時間的に前後して存する二つの部分と考えられてはならぬことをいうのも、同様の意味においてである。

Dabin, Geny, le savant, (dans *Le Centenaire du Doyen François Geny*, 1963, p. 34—5).

(七) Messner, *Das Naturrecht*, S. 143, S. 657; *Sozial Frage*, S. 613, S. 363—73, S. 14, S. 225, S. 270; Utz, *Sozialethik*, S. 227—296; Dabin, *l'Elat*, p. 73—6, p. 77 et S. p. 97—8, p. 124; *Doctrines*, p. 44—6, p. 331 et s, p. 378 et s.)

Maritain, *Humanisme intégral*, p. 168—81; *l'homme et l'Elat*, p. 21—3. 補完性の原理を語ることは、独逸の公法学者のあいだで、ほとんど流行の観を成している。例えば Maunz—Ürzig, *Grundgesetz, Kommentar*. B. I, 1966 のようにアリストテレス＝聖トマス主義の伝統的哲学に縁遠い著作家すら、Subsidiaritätsgedanke (Art 1, abs II, S. 26) や Subsidi-

diaritätsprinzip(Art 7.S. 15) について——但し必ずしも明快にでなく——語っている。同じく、補完性の原理について多くを語りながら、これを国家の本質に結びつけて考えぬ点で不十分なものとして Kühnhor, *Allgemeine Staatslehre*, 1963, S. 28 f, S. 83 f, S. 193. その他伝統的哲学に繋る又は繋らない幾人もの著者達の文献について、拙稿「福祉国家の法理——社会国家・補完性原理・扶養国家——」(公法研究、二八号六一—三頁)をみよ。なお言葉の本来の意味での「福祉国家」とは、充足した存在性を示し、より多く存在することによって、より多くの福祉を公衆に与えている国家の謂であることにつき、同論文五八頁。

(八) Messner, *Das Naturrecht*, S. 535—6; R. Marcic, *Vom Gesetzessatz zum Richterstaat*, 1957, S. 400. 但し他方では十九世紀にはなかった種々の職能グループの発展など、国家の多元性へのよい条件が生れていることもメスナーが指摘する通りである。なお国家の多元性・補完性の原理が、公共善の観点から支配する国家の主権を否定するものでないことは、これらという論者のいづれもが他方では強調するところである。例えば Messner, *Naturrecht*, S. 512 ff, S. 471; Dabin, *l'Etat*, p. 140, p. 236 et s.

(九) 唯物論者としてのホッブスがそうであるように観念論者としてのヘーゲルもまた、アリストテレス＝聖トマスの伝統的哲学の構図はこれをそのまま受けとりながら、その色調を変えて自己の体系を描きあげる。構図の同一性はヘーゲルが、「市民社会」と「国家」とを対比させるところにもみられる。通常考えられているところに反してこの両者は、ヘーゲルにおいて、対象的に切り離されて存するそれぞれ別個の二つの社会的集団なのではない。ヘーゲルの「市民社会」および「国家」のこうしたいわば対象化的・物化的把握は避けられるべきである。むしろ両者は、同一の政治的共同体をあるいは第一質料の観点から、あるいは形相の観点から観たものの対立であって、「市民社会」とは「個体としての国家」であり、いわゆる「国家」*Staat* とは「人格としての国家」の謂である、と解した方がヘーゲルの全体としての真意に近い。さればこそ市民社会においても、本来国家に結びつくものである制定法や司法や警察の契機が登場するのであるが、但しそれらは国家の質料的分裂態(Differenzあるいは Trennung)において、つまり真の統合的契機(憲法や主権——そこに現われる即自かつ対自的に理性的なもの——)の喪失態において、要するに国家としての自己存在の喪失において現われるのである。「けだし分裂体であるから市民社会は、自己が存立するためには、独立なものとして自己の前にもたねばならない国家を前提して」[*Grundlinien der Philosophie des Rechts* (herg. von Bolland, 1902), S. 182 Zusatz, S. 263 Zusatz, S. 243.]市民

社会では人々は、物化 *reifier* して事物をみているのであり、対象化的に認識できる諸事物の間での撰択、即ち恣意に随している。これに反して「人格としての国家」、ヘーゲルのいう「国家」は、対象化的事物を超えて精神が自らを自覚的に現成したもの、つまり自由の必然的現実化形態であり、「倫理的全体」であり、要は政治的共同体の最高度の自己存在充足態である。こうしたところでは、伝統的国家哲学の構図が受け継がれている。E. FLEISCHMANN, *la philosophie politique de Hegel*, 1964, p. 37, p. 69, p. 207 et s.

これにたいしてヘーゲルの国家観が伝統的哲学の構図に加える色調の変化は、その観念論的色彩にある。つまり上述のデカルト的な天使的理性の絶対的な内在論的一元論、その汎論理主義あるいはむしろ汎神論によって、国家のこの人格性の契機を説明することである。「国家は実体的意志の現実性として存在し……現実性として即自かつ対自的に〔＝絶対的に〕理性的なものである。」*ibid.*, S. 258 Zusatz, S. 232. 「国家が存在することは、世界における神の進行であり……」*ibid.*, S. 238)。アリストテレス＝聖トマス主義は、(反省的・意識的)理性のこうした専横な超人的能力の誇示を信じえない。反省的・意識的理性は、本性的認識の「所与」から出発してのみ作用するものであり、そして本性的認識は人間存在の構造そのものによって限定されたものであって、人間存在の「文法」の枠をはみ出て自ら語ることはないのである。J. MARIE TAIN, *Philosophie morale* p. 208 et s. 参照。

(10) メスナーは自然法の認識が先験的綜合判断によるものであることをいう。この場合生得観念論的なものを却ける点において、そしてアリストテレス＝聖トマスとともに全ての認識は人間の場合感覚的受容を介した経験的なものであることをいう点において、カントと同じである。しかしカントが綜合する *Apriorität* を認識対象の側から期待せず認識主体の構想力——尤もこの構想力自体、有限的存在としての人間の存在構造に規定されたものだが——に求めるのに対し、メスナーはこの *Apriorität* が時間的には後れて経験から引き出されるにもかかわらず、人間本性の *Anlage* (可能的資質) に根基するものとして、認識対象(人間本性)の規定性に内的に呼応した必然性をもって一定の倫理的命題を構成することへと、促すところへ。*Kulturethik*, S. 237ff; “Sind die Naturrechtsprinzipien inhaltsleere Formeln?” (*Öster-Zeitschrift für Öffentliches Recht* Bd XV/3, 1965) (この論文には日本語訳がある。栗城訳「自然法原理は内容空虚な定式か」) (『自然法の研究』一号、ことに四四頁、五五頁)。“*Naturrecht ist Existenzordnung*” (*Archiv für Rechts und Sozialphilosophie*, Bd. LIII, 1957, S. 187ff.)

(一一) ただしこの規定的作用を過大に考えることは避けるべきである。経験的に感覚を通じてえられた *phantasma* (表象像) からそれ自身非物質的な独特の事物である *species* (種の形相) を人間の能動理性が抽象しこれを概念へと形成するといった、トミスムの哲学者達のいう (例えば J. MARIAN, *Les degrés de Savoir*, p. 137 ff.) 人間認識のメカニズム自体は、こうした「様態」*modus* によって変るものでない。メスナーもいのように、「親には尊敬を致すべきである」ということを知るためには、右のメカニズムに従って経験的に先ず「親」とか「尊敬を致す」ということについての観念を獲得しなければならぬ。しかし一度それがえられると、人はそれ以上の経験的知識なくして親には尊敬を致すべきことをいう倫理的判断命題を肯定し同意することへと、内的にその本性の資質によって傾けられるのである。人間存在の様態の規定性はこの命題の肯定・否定に作用するのみである。 MESSNER, *Kulturrecht*, S. 253 ff.

む す び

一九世紀の後半から二十世紀にかけての国家本質論の代表的なものを、質料化的国家本質論と形相化(靈化)的国家本質論との二つのグループに分けうることはさきにみた通りであった。前者の国家本質論は人間存在の質料性の優位ある個人的・一般的存在様態を反映し、後者の国家本質論は、形相性(靈性)の優位あるそれらを反映しているようにみえないか？

それに、この二つのグループの国家本質論は、前者から後者へと、大体において時を経るに仕掛けて推移しており、国家の本質を非可感的で、対象化的には把握しえないもののうちに求める努力をしたイエリネックやケルゼンは、時期的にもその中間に位するものであるが、これは十九世紀後半から二十世紀にかけの人間存在の一般的な様態の変化を物語るものではないだろうか？ それは、今日における人間存在の様態における靈性の優位の恢復を示す一つの幸福な徴候であるのだろうか？

しかし、こうした人間存在の様態の一般的な変化の原因を問うことは、ここでの問題ではない。われわれにとっていま問題なのは、もろもろの国家本質論の推移の示す明瞭な事実から「時の徴し」をみてとり、その事実の存在論的基礎を指摘することである。人間は所詮「自然法内存在」であり「国家内存在」である。そして人は、自然法をも国家をも、その存在を、その本質を対象化的にではなく自らの実存において主体的に認識する。しかもこの認識に、質料性の優位あるまたは靈性の優位ある人間存在の様態が作用するのである。こうした存在様態の変化を含めた存在論的基盤の根本的推移からのみ、今日かくも多数の執筆者が、一人の卓越したトミストの及ぼしている広範な影響を想起しながら、ここにこうしてその七十回の生誕記念日を祝賀することをも説明できるのであろう。